

平成20年7月
農林水産省
国土交通省

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 第五条第二項第二号の観光圏整備事業の推進を図るのに ふさわしい者を定める省令について

1. 背景

第169回通常国会において成立した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（平成20年法律第39号。以下「法」という。）では、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成、観光圏整備事業の実施に必要な関係法律の特例等について定めている。

法第5条第2項第2号においては、観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしい者を農林水産省令・国土交通省令で定めることとされており、今般、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第五条第二項第二号の観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしい者を定める省令」を制定する必要がある。

2. 概要

観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしい者は、以下のとおりとする。

- ①一般社団法人、一般財団法人
- ②NPO法人
- ③第三セクター
- ④商工会議所、商工会
- ⑤農業協同組合、漁業協同組合等